

諮問日：令和7年7月23日（令和7年度（情）諮問第58号）

答申日：令和8年1月26日（令和7年度（情）答申第104号）

件名：神戸地方裁判所における特定の不動産について裁判所が保存者を指定した  
証書等の不開示判断（開示対象外）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が、本件開示申出文書は、司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、神戸地方裁判所長が令和7年6月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

不動産登記法6条、同法7条委任行為の証書の開示は司法権（司法作用）立法権（立法作用）を除いた残りの国家作用である行政権の行政上の文書（証書）として扱われるべきである。いかなる委任行為（証書）をもって登記所が行政機関としてでなく国家機関として申立人による不動産登記申請を却下し、D市が所有権を有する不動産として法の執行をすることのできるのか根拠を示す証書を行政文書として開示すべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 神戸地方裁判所は、開示対象文書を以下のとおり整理した。

特定の不動産に関する

(1) 民法262条3項共有物に関する裁判所が指定した証書に関する文書

(2) 非訟事件手続法 9 2 条が引用する民法 2 6 2 条 3 項に規定する証書の保存者に関する文書

2 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。1 の(1)及び(2)の各文書は、特定の共有物分割証書の保存者指定の申立事件における文書と考えられるが、当該文書は裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

3 これに対し、苦情申出人は、司法行政文書として開示すべき旨主張するが、本件申出に係る文書が司法行政文書開示手続の対象外となることは、上記のとおりである。苦情申出人は、その他、縷々主張するが、いずれも上記原判断の相当性を左右するものではない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年7月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月24日 審議
- ④ 令和8年1月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであり、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれないものと解される。

民法 2 6 2 条 1 項及び 2 項は、共有物の分割が完了したときは各分割者はそ

の取得した物に関する証書を保存しなければならない旨を定めているところ、同条3項は、最大の部分を取得した者がいないときは、分割者間の協議で証書の保存者を定めるが、協議が調わないときは、裁判所が、証書の保存者を指定する旨を定めており、令和4年法律第48号施行前の非訟事件手続法92条は、民法262条3項の証書の保存者の指定の手続について定めている。

これを前提に検討すると、最高裁判所事務総長が、神戸地方裁判所は、本件開示申出文書を、特定の不動産に関する、民法262条3項共有物に関する裁判所が指定した証書に関する文書及び非訟事件手続法92条が引用する民法262条3項に規定する証書の保存者に関する文書と整理したと説明する点は、本件開示申出書の記載に照らし、相当である。そして、これらの文書は、仮に存在するとしても、事件の審理、判断作用に関して作成される裁判事務に関する文書であり、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

苦情申出人は、これらの文書は司法行政文書に当たると主張するが、独自の見解であり採用できず、裁判事務に関する文書が司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書に含まれると解することはできない。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、妥当であると判断した。

3 なお、委員会に対し諮問がされる事案の中には、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。本件開示申出がこのような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別紙

特定年月判決言渡された特定事件番号特定事件

原告 A 代表取締役 B 住所 1

被告 住所 2

C

被告 住所 3

苦情申出人

民法 262 条 3 項 共有物に関する裁判所が指定した証書

共有物として訴権を与えた裁判所の証書の開示を請求する。

民法 177 条登記の欠缺を主張出来ない A を違法な第三者とした非訟事件手続法 9 2 条に証す民法 262 条 3 項の規定による証書の保存者の開示を請求するものである。